



定 款

株式会社ジャパンアルプスアドベンチャーズ



第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ジャパンアルプスアドベンチャーズと称し、英文では Japan Alps Adventures, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅行会社、旅行代理店、ガイド派遣、保険代理店、サービス代理店各事業
- (2) Web サイト運営事業
- (3) 店舗運営事業
- (4) 物品の販売（実店舗・E コマース）事業
- (5) 物品のレンタル事業
- (6) リサーチ及びコンサルティング事業
- (7) PR、広告代理、広告制作、イベント運営各事業
- (8) 人材の育成、教育研修、派遣事業
- (9) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を長野県松本市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告の方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2, 0 0 0 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式の譲渡による取得については、株主又は取得者は、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式名簿記載事項の記載等の請求)

第 8 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録



された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産であることの表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2. 株主総会を招集するには、会日の 1 週間前までに、当該株主総会において議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、上記株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役の過半数の決定により、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定で定める順序により他



の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、株主総会において、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び代表取締役

(員数)

第17条 当社の取締役は、1名以上とする。

(選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第20条 当会社に複数の取締役を置く場合、株主総会の決議によって、代表取締役を選定する。取締役1名のみを置いた場合は、その者を代表取締役とする。

第5章 計 算



(事業年度)

第21条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第23条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(設立の際に発行する株式)

第24条 当社の設立時発行株式数は480株、その発行価額は1株金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金2400万円とする。

(成立後の資本金及び資本準備金の額)

第26条 当社の成立後の資本金の額及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

資本金	金2400万円
資本準備金	金0円

(最初の事業年度)

第27条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和7年12月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第28条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	新美透
設立時取締役	加集 安行
設立時代表取締役	新美透

(発起人の名称、住所、割当てを受ける株式数及びその払込金額)

第29条 発起人の名称、住所、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

- (1) 住所 長野県松本市中央三丁目2番5-504号

氏名 新美 透

割当てを受ける株式数 480株

払込金額 金2400万円

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従うものとする。

以上、株式会社ジャパンアルプスアドベンチャーズ設立のため、発起人新美透の定款作成代理人である司法書士佐藤淳志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年1月6日

発起人 長野県松本市中央三丁目2番5-504号

新美 透

上記発起人の定款作成代理人

神奈川県川崎市高津区新作二丁目17番13-1号

司法書士 佐藤淳志

佐藤 淳志

デジタル署名者: 佐藤 淳

志

日付: 2025.01.22 10:25:51

+09'00'



同一の情報の提供

提供の日付： 2025年1月22日

公証人： 10030009 加藤武志



所属法務局： 長野地方法務局

公証役場： 松本公証役場

長野県松本市大手二丁目5番1号

求対象の登簿管理番号： 25-1003000902000912

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2025年1月22日

請求対象の処理公証人： 10030009 加藤武志

所属法務局： 長野地方法務局

公証役場： 松本公証役場

長野県松本市大手二丁目5番1号

株式会社、有限会社、合資会社、合同会社、特定非営利活動法人、公益法人、外国法人、その他

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

松 本 公 証 役 場